

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第47号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「156.93」を「、1 月平均の勤務時間（各年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの日数から当該期間における休日の日数を差し引いた日数を 12 で除して得た数に、7 時間 45 分を乗じて得た時間（小数点以下第 2 位未満の端数は、切り捨てる。）をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。